

みどりの住環境整備事業費補助金交付要領

制定 令和3年5月7日

みどりの住環境整備事業費補助金の交付については、みどりの住環境整備事業費補助金交付要綱（制定：令和3年静岡県告示第470号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 定義

- (1) 要綱第2②アのその他知事が別に定める行為とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 生垣、地被類、つる性植物等の設置
 - イ 花壇、植物棚、藤棚等の設置
 - ウ その他特別の事情により必要であると知事が認めるもの
- (2) 要綱第2②イのその他知事が別に定める行為とは、電気設備工事、その他特別の事情により必要であると知事が認めるものをいう。
- (3) 要綱第2③ウの知事が別に定める基準とは、耐震性を有するものとし、次に掲げるいずれかに該当するもの又は事業完了の日までに該当することとなるものをいう。
 - ア 昭和56年6月1日以降に建築に着手したもの
 - イ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める基準により耐震性が確認されたもの
 - ウ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実施により耐震性が確認されたもの
 - エ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので、耐震シェルター又は耐震ベッド（県内のいずれかの市町が補助対象としているものに限る。）によって耐震対策が実施されたもの

第2 補助対象者

補助の対象となる者は、申請日において、次のいずれにも該当する者であって、第3に規定する補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）を行うものとする。

- (1) 個人であって県内の既存戸建住宅（賃貸住宅の場合は所有者から工事の同意を得たものに限る。）が建つ敷地内（屋外に限る、以下同様。）で緑化等の工事を実施する移住者であること
- (2) 第5の規定による交付決定の通知を受けた日以後に補助事業に着手し、交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに第9の規定による実績報告書の提出が可能な者であること
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

第3 補助対象工事

補助対象工事は、県内の既存戸建住宅が建つ敷地内で行う工事であって、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 要綱第2(2)で定める事業の工事であること
- (2) 補助対象工事において、国、県、市町その他団体の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定のない工事であること
- (3) 関係する法令等を遵守して行う工事であること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) ウッドデッキやフェンス等を設置する工事
- (2) コンクリート敷きや砂利敷き等の緑化とみなせない工事（緑化のための補助資材、見切り材等を除く。）
- (3) 鉢植えの木、プランターの花など敷地に固定されないものの購入等
- (4) 一年草や二年草などの植物の設置
- (5) 数年後に当該補助事業により整備したものの除却又は所有者への土地の返還等を予定している敷地の工事
- (6) 補助対象工事の設計費・調査費
- (7) その他補助金の交付が適切でないもの

第4 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の着手前に、要綱第4(1)エのその他知事が必要と認める書類として別表1(4)から(8)に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の3月14日までに知事に申請しなければならない。

第5 交付の決定

知事は、第4の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

第6 変更の承認申請

第5の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4の規定による申請内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合には、要綱様式第4号に、要綱第6エのその他知事が必要と認める書類として別表1に掲げる書類のうち変更が生じた書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前号の申請を受理した場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付決定者に通知するものとする。

第7 計画の遅滞等

交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第8 補助事業の廃止又は中止

交付決定者が補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、みどりの住環境整備事業計画廃止（中止）届（要領様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第9 実績報告

交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、要綱様式第5号に、要綱第7(1)エのその他知事が必要と認める書類として別表2(4)から(9)に掲げる書類を添えて

知事に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

知事は、第9の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

第11 補助金の請求

第10の規定により補助金の確定通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を知事に提出しなければならない。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表 1 (交付の申請)

- (1) みどりの住環境整備事業費補助金交付申請書 (要綱様式第 1 号)
- (2) 事業計画書 (要綱様式第 2 号)
- (3) 収支予算書 (要綱様式第 3 号)
- (4) 工事内容等計画書 (要領様式第 1 号)
- (5) 確認及び誓約書 (要領様式第 2 号)
- (6) 工事概要を記載した図面 (平面図等)
- (7) 工事着手前の写真 (工事予定箇所が分かる写真)
- (8) 補助対象工事に要する経費の見積書の写し
- (9) 住民票の写し及び口座番号が確認できる書類 (通帳の写し 等)
- (10) 属性別添付書類 (移住予定者の場合は実績報告時でも可)

所有形態	申請者	添付書類 (写し)
個人が 所有 する 住宅	所有者	当該住宅の所有を証明する書類 (不動産登記事項証明書等)
	2親等 以内の 親族	当該住宅の所有を証明する書類、同意書 (要領様式第 4 号)、 所有者と申請者の親族関係を証明する書類
賃貸 住宅等	賃借人	当該住宅の賃貸人の所有を証明する書類 (不動産登記事項証明書等)、 当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書 (要領様式第 4 号)
	2親等 以内の 親族	当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書 (要領様式第 4 号)、 賃借人と申請者の親族関係を証明する書類

- (11) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書
- (12) 耐震性を有する住宅 (耐震性を有することとなる住宅を含む。) であることが確認できる次に掲げるい
ずれかの書類の写し
 - ア 昭和56年6月1日以降に建築に着手したことを証明する書類 (建築基準法第6条第1項の規定によ
る確認済証、固定資産課税台帳登録証明書、家屋登記簿謄本等)
 - イ 昭和56年5月31日以前に建築に着手した住宅で、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める基
準により耐震性が確保されることを証明する書類 (木造住宅耐震診断結果報告書等)
 - ウ 昭和56年5月31日以前に建築に着手した住宅で、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業
の実施により耐震性が確保されることを証明する書類 (耐震診断の結果、確定通知等)
 - エ 耐震シェルター又は防災ベッドを導入したことが確認できる書類 (市町が発行する補助金確定通
知、写真等)
 - オ 耐震性を有することとなる住宅の場合は、今後、耐震対策を実施することを説明する書面 (任意様
式)
- (13) その他知事が必要と認めるもの

別表 2 (実績報告)

- (1) 実績報告書 (要綱様式第 5 号)
- (2) 事業実績書 (要綱様式第 2 号)
- (3) 収支決算書 (要綱様式第 3 号)
- (4) 工事内容等実績書 (要領様式第 1 号)
- (5) 領収書の写し又は金融機関等第三者による支払いが確認できる送金伝票の写し (交付申請時の見積金額と工事内容に変更があった場合は、工事費の内訳が具体的に記載されているもの)
- (6) 工事の施工中及び完成時の写真 (施工中の写真は工事完成後に補助対象工事箇所が不可視となる場合に添付)
- (7) 住民票の写し及び属性別添付書類 (申請時に県外に居住していた者に限る)
- (8) 耐震対策に着手又は完了したことを証明する書類 (市町が発行する木造住宅耐震補強事業費補助金交付決定通知書等の写し、耐震シェルター設置工事にかかる請負契約書の写し及び写真等) (別表 1 (12) オに該当する場合)
- (9) その他知事が必要と認めるもの

要領様式第1号

工事内容等計画書（変更工事内容等計画書、工事内容等実績書）

1 工事を実施する敷地内の住宅の概要

所在地	静岡県
対象敷地	m ²
敷地内住宅	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅、 <input type="checkbox"/> 戸建て併用住宅

2 事業実施スケジュール

事業着手予定日		事業完了予定日	
---------	--	---------	--

3 工事内容等

緑化面積	m ²		
補助対象工事見積額	円（消費税込）		
主たる 施工 業者	所在地	静岡県	
	事業所名		
	連絡先	TEL:	E-Mail:
	担当者		
その他施工業者			

のある欄について、該当する場合は■としてください。

要領様式第2号

確認及び誓約書

次の事項を確認及び誓約の上、□にレ点を記入し、申請者名を記名してください。

- みどりの住環境整備事業費補助金交付要領の申請条件等を理解した上で申請し、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。
- 補助の対象となる敷地内の住宅は、居住者又は居住予定者（基準期間内に居住する予定の者）が工事を実施する静岡県内の既存戸建住宅（戸建て住宅、併用戸建住宅）です。
- 補助の対象となる敷地内の住宅は、耐震性を有する住宅（耐震性を有することとなる住宅を含む。）です。
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱、静岡県補助金等交付規則、みどりの住環境整備事業費補助金交付要綱及びみどりの住環境整備事業費補助金交付要領に違反したとき、又は補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき、知事が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたときは、補助金を返還します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団員等、及び暴力団員等と密接な関係を有する者及びこれらの者が役員等となっている団体に属する者ではありません。
- 補助対象工事において、国、県、市町その他団体と重複する補助金の交付を受けた、又は受ける予定の工事ではありません。
- 工事を実施するにあたり関係する法令等を遵守して行います。
- 上記の内容について、関係部署又は関係機関へ照会を行い、県が調査することについて同意します。

【該当する場合】

- 工事を行う敷地の住宅が賃貸の場合、建物所有者から同意を受けています。

年 月 日

静岡県知事 様

申請者氏名

要領様式第3号

みどりの住環境整備事業計画廃止（中止）届

年 月 日

静岡県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けたみどりの住環境整備事業について、次により廃止（中止）したいので届け出ます。

廃止（中止）の理由

要領様式第4号

同意書

年 月 日

静岡県知事 様

(所有者) 住所

氏名

みどりの住環境整備事業費補助金の交付の申請にあたり、以下の補助対象敷地内の住宅において、申請者が工事を行うこと及び補助金の交付を受けることについて同意します。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による財産の処分の制限について同意します。

(申請者) 住所

氏名

(補助対象敷地内の住宅) 所在地